

平成28年度 新潟市関屋コミュニティハウスの管理運営について

揭示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について揭示します。

評価対象の指定管理者	関屋コミュニティハウス管理運営委員会
評価対象の期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

※1 ※2

評価項目		評価	新潟市中央区役所地域課コメント欄
1	利用時間等	○	利用の承認、案内等の業務や利用者への接遇を適切かつ良好に行っています。 老人憩いのフロアーが併設されており、入浴施設の管理には留意が必要ですが、定期的に巡回するなどして事故防止に努めています。 定期利用団体との懇談会による利用者ニーズの把握や定期的な事務局会議により、サービス向上を図っています。
2	適正な人員配置	○	
3	施設の貸出	○	
4	管理運営に関する基本方針	○	
5	案内等の対応と接遇	○	
6	要望や苦情等への対応	◎	
7	緊急体制(事故, 救急等)	○	

2.事業 (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目		評価	新潟市中央区役所地域課コメント欄
1	地域貢献活動	◎	地域サロン等地域の団体と事業を共催しています。 広報紙「コミュニティ関屋」を年2回発行しており、地域に向けて積極的な情報提供を行っています。
2	情報提供	◎	
3	サービス向上の観点	○	

3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

評価項目		評価	新潟市中央区役所地域課コメント欄
1	建物保守管理等	○	コミュニティハウスの管理のほか、入浴施設の清掃、管理がありますが、問題なく管理を行っています。施設に不具合箇所が生じた際も、適切に対応しています。 年2回の防災訓練やマニュアルの整備により、危機発生時に備えています。
2	個人情報保護	○	
3	備品等の管理	○	
4	清掃・警備等	○	
5	修繕	○	
6	再委託	○	
7	災害等への対応	○	
8	関係団体、地域との連絡調整	◎	
9	管理記録	○	

4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目		評価	新潟市中央区役所地域課コメント欄
1	管理経費等の縮減	◎	不要電灯の消灯など経費の削減に取り組んでいます。
2	利用料金	○	
3	利用者増等	○	

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

関屋コミュニティハウスは、老人憩いのフロアーなどが併設されており、高齢利用者への対応や入浴施設の管理には留意が必要ですが、定期的な施設の点検や利用者への気配りにより、安全かつ快適なサービスを提供しています。また、地域サロンの活動団体に協力し、地域の交流の場として活用されています。地域コミュニティ活動の拠点施設としての役割を果たしているため、指定管理者として優良と評価します。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ : 仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- : 事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ : 「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
- × : 仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1.施設サービス提供」～「4.歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A : 多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B : 全ての項目が「○」以上である場合。
- C : 「△」の項目が1つでもある場合。
- D : 「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 中央区役所地域課 地域振興担当 025-223-7025(直通)